

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊生企第221号

令和6年3月19日

通学路等における子供の安全確保のための不審者情報等の提供について（通達）

通学路等における子供の安全確保のための不審者情報等（子供の犯罪被害や不審者に関する情報をいう。以下同じ。）の提供については、「通学路等における子供の安全確保のための地域住民等に対する効果的な不審者情報等の提供について（通達）」（平成30年10月19日付け熊生企第961号。以下「旧通達」という。）等により運用してきたところであるが、全国では依然として通学路等において子供を対象とした凶悪事件が発生している。

通学路等における子供の安全を確保するためには、引き続き、適時適切な情報提供を行う必要があり、その運用は、警察庁発出に係る別添の「通学路等における子供の安全確保のための不審者情報等の提供について（通達）」（令和6年1月25日付け警察庁丁生企発第41号）のとおりである。

各警察署にあっては、同通達の趣旨を理解の上、「ゆっぴー安心メール配信システム運用要領の制定について（通達）」（令和5年3月15日付け熊生企第221号）に基づき配信するゆっぴー安心メールを活用するなど、適時適切な措置を講じられたい。

なお、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「通学路等における子供の安全確保のための不審者情報等の提供について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。